

令和7年12月末で



収入証紙を廃止します

「山梨県収入証紙」は、現金の代わりに申請書などに貼り付け手数料を納めるものです。身近なところでは、高校等の入学願書やパスポート申請などに使われています。
※ 国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。(収入印紙は継続します)

山梨県収入証紙廃止のポイント

証紙の販売は
令和7年12月末日
まで

証紙の使用は
令和8年3月末日
まで

証紙の還付は
令和12年12月27日
まで

<令和8年4月以降、山梨県収入証紙は使用できなくなります。>

収入証紙販売終了後、令和8年1月からの手数料の納付方法は…

①窓口収納(現金併用又はキャッシュレス専用レジ)

決済手段：現金・各種キャッシュレス決済

納付場所：県庁本庁舎、各合同庁舎 等

②納入通知書・納付書

決済手段：現金

納付場所：金融機関

③電子納付(やまなしくらしねっと)

決済手段：各種キャッシュレス決済

納付場所：「やまなしくらしねっと」ホームページ

※納付方法は申請手続きの種別により異なります。詳しくは各手続きのホームページなどをご確認ください。(上記の他、手数料毎に個別の納付方法を定めている場合もあります。)

窓口収納レジの設置場所や未利用証紙の還付(払戻)方法などは、順次山梨県ホームページでご案内します。

最新の情報はこちらの QR コードからご確認ください ⇒

お問い合わせ先：山梨県出納局会計課 (055-223-1308)

